

社会保障審議会障害者部会の状況

平成20年9月29日

厚生労働省
社会・援護局障害保健福祉部

障害者自立支援法の見直しについて

1. 障害者自立支援法の3年後の見直し

附 則（検討）

第三条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律及び障害者等の福祉に関する他の法律の規定の施行の状況、障害児の児童福祉施設への入所に係る実施主体の在り方等を勘案し、この法律の規定について、障害者等の範囲を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第二章第二節第五款、第三節及び第四節の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、障害者等の福祉に関する施策の実施の状況、障害者等の経済的な状況等を踏まえ、就労の支援を含めた障害者等の所得の確保に係る施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2. これまでの経緯

- 平成18年 4月： 障害者自立支援法の施行（同年10月に完全施行） ----- 資料①
- 平成18年12月： 法の円滑な運営のための特別対策（平成18年～平成20年度の3年間で国費：1,200億円） ----- 資料②
(①利用者負担の更なる軽減、②事業者に対する激変緩和措置、③新法への円滑な移行等のための緊急的な経過措置)
- 平成19年12月： 与党・障害者自立支援に関するプロジェクトチーム報告書 ----- 資料③
(抜本的見直しの視点と9つの見直しの方向性の提示)
- ： 障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置 ----- 資料④
(①利用者負担の見直し、②事業者の経営基盤の強化、③グループホーム等の整備促進)
- 平成20年4月～： 社会保障審議会障害者部会を開催し、3年後見直しに向け議論を行っているところ ----- 資料⑤
(その他、障害児支援の見直しに関する検討会、今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会を併せて開催。)

「障害者自立支援法」のポイント

法律による改革

障害者施策を3障害一元化

現状

- ・3障害(身体、知的、精神)ばらばらの制度体系(精神障害者は支援費制度の対象外)
- ・実施主体は都道府県、市町村に二分化

- 3障害の制度格差を解消し、精神障害者を対象に
- 市町村に実施主体を一元化し、都道府県はこれをバックアップ

利用者本位のサービス体系に再編

現状

- ・障害種別ごとに複雑な施設・事業体系
- ・入所期間の長期化などにより、本来の施設目的と利用者の実態と乖離

- 33種類に分かれた施設体系を6つの事業に再編。あわせて、「地域生活支援」「就労支援」のための事業や重度の障害者を対象としたサービスを創設
- 規制緩和を進め既存の社会資源を活用

就労支援の抜本的強化

現状

- ・養護学校卒業者の55%は福祉施設に入所
- ・就労を理由とする施設退所者はわずか1%

- 新たな就労支援事業を創設
- 雇用施策との連携を強化

支給決定の透明化、明確化

現状

- ・全国共通の利用ルール(支援の必要度を判定する客観的基準)がない
- ・支給決定のプロセスが不透明

- 支援の必要度に関する客観的な尺度(障害程度区分)を導入
- 審査会の意見聴取など支給決定プロセスを透明化

安定的な財源の確保

現状

- ・新規利用者は急増する見込み
- ・不確実な国の費用負担の仕組み

- 国の費用負担の責任を強化(費用の1/2を負担)
- 利用者も応分の費用を負担し、皆で支える仕組みに

自立と共生の社会を実現
障害者が地域で暮らせる社会に

特別対策の概要 (3年間で国費1,200億円)

1. 利用者負担の更なる軽減 (平成19年度当初、20年度当初:計240億円)

→ 負担感の大きい通所・在宅、障害児世帯を中心とした対策を実施

- ・通所・在宅 1割負担の上限額の引下げ(1/2 → 1/4)
軽減対象の拡大(収入ベースで概ね600万円まで)
※障害児については通所・在宅のみならず入所にも対象拡大を実施
- ・入所 工賃控除の徹底(年間28.8万円まで全額控除)

2. 事業者に対する激変緩和措置 (平成18年度補正:300億円)

→ 日割り化に伴い減収している通所事業者を中心とした対策を実施

- ・旧体系 従前額保障の引上げ(80% → 90%)
※旧体系から新体系へ移行する場合についても90%保障の創設
- ・通所事業者 送迎サービスに対する助成

3. 新法への移行等のための緊急的な経過措置 (平成18年度補正:660億円)

→ 直ちには移行できない事業者の支援と法施行に伴う緊急的な支援

- ・小規模作業所等に対する助成
- ・移行への改修等経費、グループホーム借上げのための初度経費の助成
- ・制度改正に伴うかかり増し経費への対応、広報・普及啓発 等

障害者自立支援法の抜本的見直し(報告書抜粋)

＜平成19年12月7日 与党障害者自立支援に関するプロジェクトチーム＞

1. 抜本的見直しの視点

- ① 障害者自立支援法の抜本的な見直しの全体像を提示した上で、法施行3年後の見直しに向けた基本的な課題とその方向性を明示。
特に必要な事項について、緊急措置を実施。
- ② 介護保険との統合を前提とせず、障害者施策としての在るべき仕組みを考察。
- ③ 利用者負担については、低所得者の負担を更に軽減するなど、負担の応能的な性格を一層高めるとともに、特に障害児を抱える世帯の負担感や子育て支援の観点を考慮。
- ④ 障害福祉サービス費用(いわゆる報酬)の額の改定の実施を明示。
- ⑤ 利用者の立場に立って、簡素で分かりやすい制度体系を目指す。

2. 見直しの方向性(主な検討事項)

- ① 利用者負担の在り方
 - … 手許金について、施設と在宅のバランスに配慮しつつ検討。
 - … 障害福祉サービス等の利用者負担の合算額に上限を設けることを検討。
- ② 事業者の経営基盤の強化
 - … 平成21年4月に障害福祉サービス費用の額の改定を実施。
 - … グループホームなどの住まいの場の確保に対する支援方策を検討。
- ③ 障害者の範囲
 - … 発達障害者を始めとする「障害者の範囲」について検討。
- ④ 障害程度区分の見直し
 - … 各障害の特性を反映した調査項目と判定基準となるよう、大幅な見直し。
 - … 現に施設に入所している者については、希望すれば継続して利用できるよう対応。
- ⑤ サービス体系の在り方
 - … 障害児のサービス体系の在り方については、様々な観点から検討。
 - … 障害者に対する虐待の防止等のための制度について検討。
- ⑥ 相談支援の充実
 - … 地域自立支援協議会の法令上の位置づけの明確化等。
- ⑦ 地域生活支援事業
 - … サービスの均てん化を図るため、実施状況を検証の上、必要な対応。
- ⑧ 就労の支援
 - … 官公需を含めた福祉施設等への発注促進の取組みを強化。
- ⑨ 所得保障の在り方
 - … 財源の確保等を図った上で、障害基礎年金の引上げ(例えば2級の金額を1級並に、1級の金額は更に引上げ)や住宅手当の創設についても検討。

障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置

- 障害者自立支援法は、施行後2年が経過。昨年12月、改革に伴う軋みに丁寧に対応するため、国費1,200億円の「特別対策」(平成20年度まで)を決定し、利用者負担の更なる軽減や事業者に対する激変緩和措置などを実施。
- 今回、「障害者自立支援法の抜本的な見直し」に向けて、当事者や事業者の置かれている状況を踏まえ、特に必要な事項について緊急措置を講ずる。

【緊急措置】

「特別対策」で造成した基金の活用を含め満年度ベースで総額310億円 *

〔20年度予算〕 130億円

- ① 利用者負担の見直し(20年7月実施).....70億円
 - ・ 低所得世帯を中心とした利用者負担の軽減【障害者・障害児】 (満年度ベースで100億円) *
 - ・ 軽減対象となる課税世帯の範囲の拡大【障害児】
 - ・ 個人単位を基本とした所得段階区分への見直し【障害者】
- ② 事業者の経営基盤の強化(20年4月実施).....30億円
(「特別対策」の基金の活用を含め180億円) *
- ③ グループホーム等の整備促進(20年度実施).....30億円 *
 - ・ グループホーム等の施設整備に対する助成

障害者自立支援法の見直しに係る審議会の開催状況

障害者自立支援法については、法施行3年後を目途に検討を加え、必要な見直しを行うこととされているほか、「与党障害者自立支援に関するプロジェクトチーム」より、昨年12月に法の抜本的見直しに向けた課題と方向性が提示されていることを踏まえ、法の抜本的見直しに向けた検討を開始し、社会保障審議会障害者部会（部会長：潮谷義子 前熊本県知事）において、本年中を目途にその方向性を取りまとめていただく予定。

（社会保障審議会障害者部会の開催状況及び今後の予定）

○第31回 4月23日（水）

議題：障害者自立支援法の施行状況等について

○第32回 5月28日（水）

議題：①障害者の範囲、②サービスの利用状況（利用者負担を含む）、③相談支援、④権利擁護

○第33回 6月9日（月）

議題：①地域移行、②就労支援、③住まい、④所得保障

○第34回 6月30日（月）

議題：①障害児支援、②サービス体系、③地域生活支援事業、④その他

○関係団体ヒアリング（7月15日、8月6日、8月20日）

○第38回 9月10日（水）

議題：①障害者自立支援法の見直しに係る主な論点、②障害児支援の在り方

○第39回 9月24日（水）

議題：地域での生活の支援

社会保障審議会障害者部会 委員名簿

氏名	役職
嵐谷安雄	(福) 日本身体障害者団体連合会副会長
安藤豊喜	(財) 全日本聾唖連盟理事長
井伊久美子	(社) 日本看護協会常任理事
伊藤勇一	全国身体障害者施設協議会会長
岩谷力	国立身体障害者リハビリテーションセンター総長
大濱真	(社) 全国脊髄損傷者連合会副理事長
川崎洋子	(NPO) 全国精神保健福祉会連合会理事長
北岡賢剛	(福) 滋賀県社会福祉事業団理事長
君塚葵	全国肢体不自由児施設運営協議会会長
小坂孫次	(財) 日本知的障害者福祉協会会長
坂本祐之輔	東松山市長
櫻井敬子	学習院大学法学部教授
佐藤進	埼玉県立大学学長
◎ 潮谷義子	(財) 人権教育啓発推進センター理事
新保祐元	(福) 全国精神障害者社会復帰施設協会顧問
副島宏克	(福) 全日本手をつなぐ育成会理事長
○ 高橋清久	藍野大学学長
竹下義樹	(福) 日本盲人会連合副会長
鶴田理恵子	日本IBM(株) 人事 グローバル・タレント ダイバーシティ 課長
堂本暁子	千葉県知事
長尾卓夫	(社) 日本精神科病院協会副会長

氏名	役職
仲野栄	(社) 日本精神科看護技術協会専務理事
野沢和弘	毎日新聞夕刊編集部長
広田和子	精神医療サバイバー
福島智	東京大学先端科学技術研究センター准教授
星野泰啓	(福) 全国社会福祉協議会全国社会就労センター協議会会長
三上裕司	(社) 日本医師会常任理事
箕輪優子	横河電機(株) CSR推進本部社会貢献室
宮崎英憲	東洋大学文学部教授
山岡修	日本発達障害ネットワーク副代表

<専門委員>

氏名	役職
小澤温	東洋大学ライフデザイン学部教授
生川善雄	千葉大学教育学部教授
浜井浩一	龍谷大学大学院法務研究科教授

(◎: 座長、○: 座長代理)

(I) 相談支援

- ① ケアマネジメントの在り方
- ② 相談支援体制

(II) 地域における自立した生活のための支援

- ① 地域での生活の支援
- ② 就労支援
- ③ 所得保障

(III) 障害児支援

- ① ライフステージに応じた支援の充実
- ② 相談支援や家庭支援の充実
- ③ 施設の見直し等による支援の充実

(IV) 障害者の範囲

- ① 障害者の定義
- ② 手帳制度

(V) 利用者負担

(VI) 報酬

(VII) 個別論点

- ① サービス体系
- ② 障害程度区分
- ③ 地域生活支援事業
- ④ サービス基盤の整備
- ⑤ 虐待防止・権利擁護
- ⑥ その他

障害者自立支援法の見直しに係る主な論点（案）

項目	主な論点（案）
<p>(I) 相談支援</p> <p>① ケアマネジメントの在り方</p> <p>ア. サービス利用手続の在り方</p> <p>イ. サービス利用計画作成費の在り方</p>	<p>○ 自立支援法におけるケアマネジメントの在り方</p> <p>・ サービス利用手続の在り方</p> <p>・ サービス利用計画作成費の対象等</p>
<p>② 相談支援体制</p> <p>ア. 相談支援事業の在り方</p> <p>イ. 自立支援協議会等</p>	<p>○ 相談支援事業の量的整備</p> <p>○ 相談支援事業の質の向上</p> <p>○ 自立支援協議会の設置促進及びその機能の向上</p>

項目	主な論点（案）
<p data-bbox="181 252 797 296">（Ⅱ）地域における自立した生活のための支援</p> <p data-bbox="203 336 573 381">① 地域での生活の支援</p> <p data-bbox="232 421 539 466">ア. 地域移行の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域移行を進める施策と課題 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域移行を支えるコーディネート機能 ・ 移行のための宿泊等の体験を支える給付 等 ○ 地域移行における入所施設等の役割 ○ 家族との同居からの地域移行
<p data-bbox="232 754 622 799">イ. 「住まい」の場の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公営住宅等への入居促進（住宅施策との連携） ○ グループホーム・ケアホームの整備促進及びサービスの質の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者に対するグループホーム・ケアホーム ・ 夜間支援体制の充実などケアの向上 等
<p data-bbox="232 1090 797 1134">ウ. 地域生活に必要な「暮らし」の支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域で生活する際に必要となる支援サービス <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時のサポート（現行の居住サポート事業に相当）の充実 ・ ショートステイの充実 ・ 医療も含めた支援 等

項目	主な論点（案）
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護等）の在り方
<p>② 就労支援</p> <p>ア. 就労支援施策の体系</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就労関連施策の全体像の整理 ○ 就労支援に携わる人材の育成
<p>イ. 一般就労への移行支援の在り方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就労移行を促進する方策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般就労への移行の成果の評価の在り方 ・ 福祉現場の本人への外部からのアプローチ ・ 支援ノウハウを持った専門職の配置 等 ○ 特別支援教育からの移行の在り方 ○ 就労移行後の継続的な支援（フォローアップ）の在り方
<p>ウ. 福祉的就労の在り方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ B型の利用者像の明確化 ○ 工賃引き上げの支援（工賃倍増5か年計画の取組状況の検証）

項目	主な論点(案)
工. 障害者雇用施策その他の関連制度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 雇用施策等との連携の在り方 ○ 障害者就業・生活支援センターの充実
③ 所得保障	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者の所得の確保に係る施策の在り方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 年金 ・ 手当 ・ 住宅費への対応 等
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">(Ⅲ) 障害児支援</div> ① ライフステージに応じた支援の充実 ア. 障害の早期発見・早期対応策 イ. 就学前の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関の連携による早期発見・早期対応の取組の強化 ○ 「気になる」という段階からの支援 ○ 障害児の保育所等での受入れ ○ 通所施設の機能強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 通所施設の地域への支援の役割の強化 ・ 障害種別による類型の見直し 等

項目	主な論点（案）
ウ. 学齢期・青年期の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 放課後や夏休み等における支援 ○ 卒業後の就労・地域生活に向けた関係施策の連携
② 相談支援や家庭支援の充実 ア. ライフステージを通じた相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村を基本とした相談支援体制の構築 ○ 関係機関の連携強化 ○ 個別の支援計画の作成・活用
イ. 家族支援の方策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家族に対する養育方法の支援 ○ レスパイトの支援等
③ 施設機能の見直し等による支援の充実 ア. 入所施設の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害種別による施設類型の見直し ○ 在園期間の延長措置の取扱い（重症心身障害児・者の特性への対応を含む。）
イ. 行政の実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害児支援行政の実施主体 <ul style="list-style-type: none"> ・ 通所施設

項目	主な論点（案）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入所施設 ○ 措置と契約
ウ. 法律上の位置付け等	○ 障害児支援の根拠法
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(IV) 障害者の範囲</div> <ul style="list-style-type: none"> ① 障害者の定義 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者の範囲についての基本的な考え方 ○ 発達障害、高次脳機能障害等を障害者の定義に含めることの適否
② 手帳制度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身体障害者福祉法における身体障害者の定義と手帳との関係 ・ 身障法上、手帳要件を外すことの適否 等
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(V) 利用者負担</div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者負担についての原則的考え方 ○ 平成21年4月以降における利用者負担の在り方 ○ 合算制度等利用者負担に関連する諸制度の在り方 ○ 自立支援医療の負担等の在り方

項目	主な論点（案）
<p>(VI) 報酬</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 報酬改定の基本的な考え方
<p>(VII) 個別論点</p> <p>① サービス体系</p> <p>ア. 基本となる考え方等</p> <p>イ. 日払い方式</p> <p>ウ. 日中と夜間</p> <p>エ. 標準利用期間</p> <p>オ. 新体系への移行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ サービス体系に関する基本的考え方 ○ 日払い方式に対する評価 ○ 日中と夜間に分けたサービス体系の評価 ○ 標準利用期間を設けることに対する評価 ○ 新体系への移行促進
<p>② 障害程度区分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害程度区分の果たす役割 ○ 各々の障害特性をより一層反映できる障害程度区分の開発についての考え方 ○ 障害程度区分によるサービス利用者の範囲の設定の在り方
<p>③ 地域生活支援事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域生活支援事業の対象事業（自立支援給付との関係の整理） ○ 地域生活支援事業の費用負担の在り方

項目	主な論点(案)
	○ 小規模作業所の移行促進
④ サービス基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人材の確保 ○ サービス量の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中山間地等におけるサービス確保の在り方 等
⑤ 虐待防止・権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者の虐待防止法制について ○ 権利擁護(成年後見等)の普及方策
⑥ その他	○ 介護保険制度との関係 等